

トマト

暦年贈与型信託



トマト銀行はお客様の大切な想いを繋ぎます。
専門スタッフに是非ご相談ください。



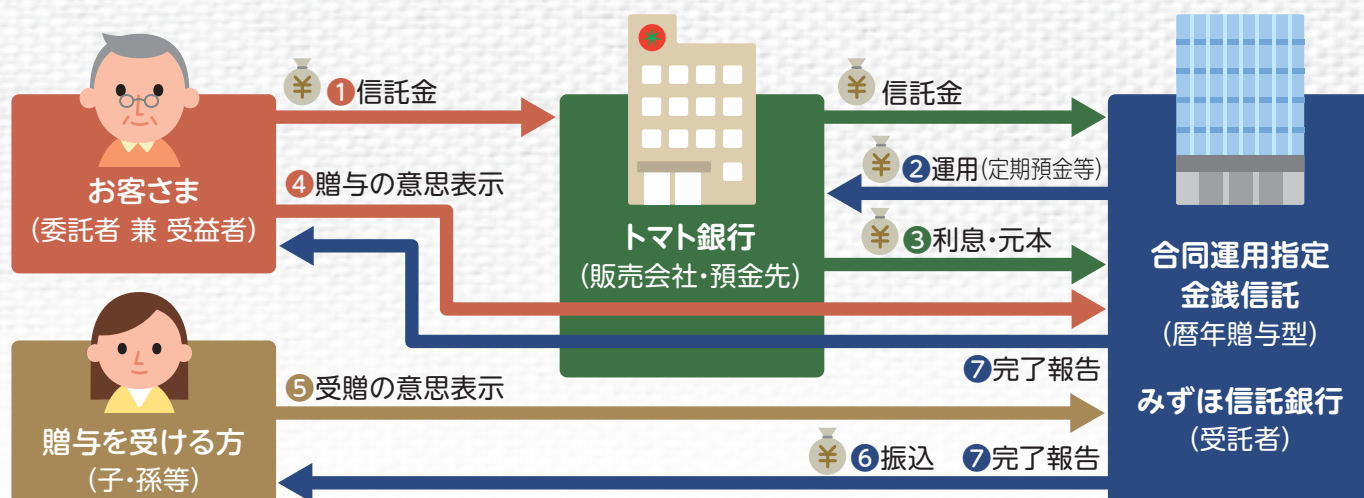
ご説明動画はこちらから
ご覧いただけます。
お手持ちのスマート
フォンからチェック！ ➡





商品について

しくみ



概要

信託金額	500万円以上(上限なし・1万円単位)						
信託期間	5年以上30年以内(1年単位) ※ご契約後の信託期間の変更はできません。						
贈与を受ける方のご指定	贈与する方は、本商品のお申込時に、3親等以内のご親族さま(国内に居住している方)から、最大9名までご指定できます。 ※贈与する方は、ご契約期間中に今後贈与を受ける方の候補を変更(追加・取消を含む)することができます。ただし、ご契約期間中は必ず1名以上の贈与を受ける方の候補をご指定ください。						
贈与手続き	<ul style="list-style-type: none"> ●年1回、贈与手続きを行うことができます。 ●受託者(みずほ信託銀行)所定の手続きにより、贈与を受ける方の当社普通預金口座にご指定の金額を振り込みます。 						
贈与金をお支払いする日	<p>贈与金をお支払いする日は、原則として、毎月25日(金融機関休業日の場合は翌営業日)とし、お客さまからの贈与の意思表示および指定受贈者からの受贈の意思表示を受けたことについて受託者の確認が完了した日により、贈与金を以下の日にお支払いします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受託者の確認が完了した日</th> <th>贈与金をお支払いする日(金融機関休業日の場合は翌営業日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日～15日までの場合</td> <td>受託者の確認が完了した日の属する月の25日</td> </tr> <tr> <td>16日～末日までの場合</td> <td>受託者の確認が完了した日の属する月の翌月25日</td> </tr> </tbody> </table>	受託者の確認が完了した日	贈与金をお支払いする日(金融機関休業日の場合は翌営業日)	1日～15日までの場合	受託者の確認が完了した日の属する月の25日	16日～末日までの場合	受託者の確認が完了した日の属する月の翌月25日
受託者の確認が完了した日	贈与金をお支払いする日(金融機関休業日の場合は翌営業日)						
1日～15日までの場合	受託者の確認が完了した日の属する月の25日						
16日～末日までの場合	受託者の確認が完了した日の属する月の翌月25日						
受託者	みずほ信託銀行株式会社 〒100-8241 東京都千代田区丸の内1丁目3番地3号						
販売会社	株式会社トマト銀行 〒700-0811 岡山市北区番町2-3-4 登録金融機関:中国財務局長(登金)第11号 加入協会:日本証券業協会						

※詳しくは「商品説明書」をご確認ください。



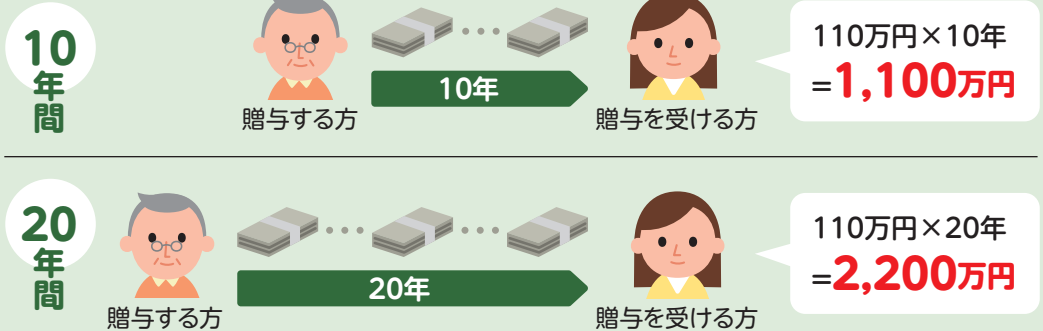
「生前贈与」3つのポイント

POINT

1

早めにはじめる

- 贈与税の基礎控除(110万円)を毎年活用でき、税負担の軽減効果も大きくなります。
- 相続開始前の一定の期間内(3年以内~7年以内)の贈与は、相続財産に加算されることも考慮しましょう。



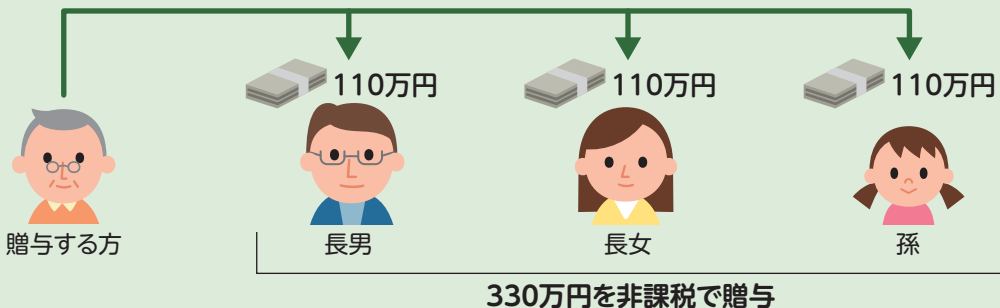
※一定期間にわたって毎年一定額を贈与することを約束した場合、1年ごとの贈与ではなく、贈与の約束をした年に将来に渡って受け取る合計額の贈与を受けたものとみなされますのでご注意ください。

POINT

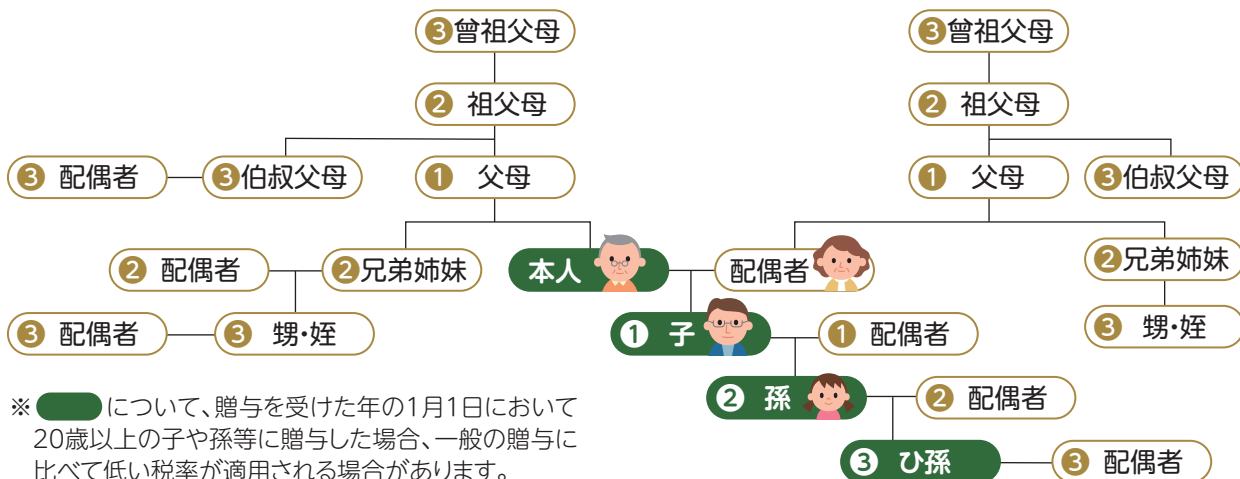
2

より多くの人に贈与する

- 贈与税の基礎控除(110万円)は、受贈者(贈与を受ける方)がそれぞれ活用できます。
- そのため、年間110万円×人数分の財産が非課税の扱いとなります。



ご参考 3親等以内の親族とは(本商品にて贈与を受ける方に指定できる方)



※ **●** について、贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の子や孫等に贈与した場合、一般の贈与に比べて低い税率が適用される場合があります。

POINT

3

相続との
バランスを
考える

●それぞれの負担率を考慮して
バランスを考えましょう。

財産

- 贈与財産 贈与税の負担率■%
- 相続財産 相続税の負担率▲%

相続税と贈与税の負担率を比較することが、贈与金額を決める目安となります。

例えば

- 相続財産が2億円
- 法定相続人が配偶者と子2人(20歳以上) の場合

ステップ1

相続税の負担率

表1において、相続財産「2億円」と「配偶者がいる場合・子2人」の交差する部分を確認

→ 相続税の負担率は
6.8%

ステップ2

贈与税の負担率

表2において、(20歳以上の者が受贈者の場合)贈与税の負担率が6.8%を下回り、かつ最も近い部分を探す

→ 贈与税の負担率
6.3%を確認

ステップ3

生前贈与額の目安

その年の生前贈与額の目安は1人あたり**300万円**が上限になることを確認



表1

相続税の負担率

相続財産 (基礎控除前)	配偶者がいる場合			配偶者がいない場合		
	子1人	子2人	子3人	子1人	子2人	子3人
5,000万円	0.8%	0.2%	0.0%	3.2%	1.6%	0.4%
8,000万円	2.9%	2.2%	1.7%	8.5%	5.9%	4.1%
1億円	3.9%	3.2%	2.6%	12.2%	7.7%	6.3%
1.5億円	6.1%	5.0%	4.4%	19.1%	12.3%	9.6%
2億円	8.4%	6.8%	6.1%	24.3%	16.7%	12.3%
3億円	11.5%	9.5%	8.5%	30.6%	23.1%	18.2%

※負担率は各相続人が法定相続分により相続し、配偶者がいる場合は「配偶者の税額軽減」の特例を適用した時の相続税額を相続財産で除した数値(小数第2位を四捨五入)です。

表2

贈与税の負担率

a 贈与金額 (基礎控除前)	一般の贈与		20歳以上の者が直系尊属から 贈与を受けた場合	
	b 贈与税額	負担率(b ÷ a)	b 贈与税額	負担率(b ÷ a)
110万円以下	0円	—	0円	—
200万円	9万円	4.5%	9万円	4.5%
300万円	19万円	6.3%	19万円	6.3%
400万円	33.5万円	8.4%	33.5万円	8.4%
500万円	53万円	10.6%	48.5万円	9.7%
600万円	82万円	13.7%	68万円	11.3%
700万円	112万円	16.0%	88万円	12.6%
800万円	151万円	18.9%	117万円	14.6%
900万円	191万円	21.2%	147万円	16.3%
1,000万円	231万円	23.1%	177万円	17.7%

※負担率は小数第2位を四捨五入して表示しています。

※贈与を重ねていくと相続財産の価額が減少し、相続税の負担率が下がることになります。



手続きの流れ

贈与手続きの流れについて



- 所定の期間内に「贈与の依頼書」と「受贈の確認書」がみずほ信託銀行あてに到着しない場合、贈与手続を行えない場合があります。また、「贈与の依頼書」と「受贈の確認書」がみずほ信託銀行あてに到着して以降は、贈与または受贈の意思表示の撤回はできません。
- お客さまあてにみずほ信託銀行から送付される各種書面の送付時期は、現時点で予定されている送付時期であり、将来的に変更となる場合があります。なお、送付時期が変更となる場合は、みずほ信託銀行よりお客さまあてにご案内いたします。

■ 本商品の購入にあたりお客さまにご負担いただく費用について

直接的にご負担いただく費用

申込手数料	お申込金額の2.2%(税込)とします。なお、申込手数料は信託金の引落時に信託金と一緒にお支払いいただきます。追加信託時には、追加信託お申込時の金額の2.2%(税込)を申込手数料として、追加信託金の引落時に追加信託金と一緒にお支払いいただきます。本商品の解約が発生した場合においても、申込手数料の返却はいたしません。
管理手数料	贈与にかかる各種事務への対価として、管理手数料を申し受けます。管理手数料は年11,000円(税込)とし、毎年1月15日(金融機関休業日の場合はその翌営業日)に、信託金の元本より払出す方法によりいただきます。ただし、お申込いただく月が10月～12月の場合は、お申込の年において贈与が発生しないことから、お申込の翌年の管理手数料収受日における管理手数料はいただきません。※消費税および地方消費税は、管理手数料収受日時点の税率に基づいて計算します。
解約手数料	解約手数料はかかりません。

間接的にご負担いただく費用

信託報酬	信託報酬は、原則として計算期日(毎年5月10日)に合同運用財産の中からいただきます。信託報酬は下記の計算式に基づき算出されます。 $\text{信託報酬} = \text{計算期間中の信託元本平均残高} \times \text{信託報酬率} 0.10\% \times \text{計算期間中の日数} \div 365 \text{ (円未満切捨)}$ ただし、上記式により算出される額が、計算期間における信託の利益(信託財産の運用収益等から費用等を控除した額)を上回る場合は、計算期間中の信託元本平均残高に0.001%および計算期間中の日数を乗じ365で除した値(円未満切捨)を下限として、信託の利益の範囲内でいただきます。
その他信託財産にかかる費用	信託財産に関する租税および信託事務の処理に必要な費用等を、合同運用財産の中から支払う場合があります。当該費用等は発生時まで確定しないため表示できません。
税金について	<ul style="list-style-type: none">● 受益者の収益金に関しては、20.315%*(国税15.315%、地方税5%)の税金が分配時に源泉徴収されます(本商品は、マル優制度の取り扱いはございません)。*課税上の取り扱いは、本書作成日現在におけるものであり、税制改正等により将来変更されることがあります。● 本商品における贈与によって、贈与を受ける方に贈与税の申告・納付をしていただく必要がある場合があります。その場合、贈与を受ける方は贈与税の申告期限内に申告・納付手続きをお願いします。● 贈与する方にご相続が発生した時、贈与した財産が相続税の課税価格に加算され、相続税がかかる場合がありますのでご注意ください。● 税務のお取り扱いについては、所轄税務署、税理士等の専門家ににご相談ください。国税庁ホームページのタックスアンサー等も参考となります。

■ 本商品のリスクについて 本商品が元本割れとなる原因になり得る主なリスク要因は以下のとおりです。

信用リスク	運用資産である定期預金等の預入先金融機関の信用状況等に問題が生じた場合、元金金の支払が行われないことにより、配当がなされなかったり、元本に損失が生じる可能性があります。
金利変動リスク	市場金利の変動に伴い、運用資産である定期預金等から生じる収益が低下する場合には、結果として、元本に損失が生じるおそれがあります。
流動性リスク	一時期に大量の贈与ならびに中途解約や相続が発生することにより想定を超える支払が生じ、支払準備のための資金が不足した場合に、換金処分のため定期預金等を中途解約する可能性があります。その結果、中途解約利率等の適用により、信託の収益が信託の費用を下回ることとなり、元本に損失が生じるおそれがあります。

《 重要事項 》 本商品のご購入にあたりお客さまにご注意いただく点

- 本商品は、実績配当型の金銭信託です。預金とは異なり元本および利益の保証はありません。また、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。
- 本商品は、原則として中途解約ができません。やむを得ない事情により、中途解約のお申し出があった場合は、解約に応じることがあります。
- 信託終了事由発生による信託終了のほか、運用の状況により元本の償還を停止し、信託を終了する場合があります。
- 本商品のお申込は、原則として取消することができません。また、お申込に関しては、クーリングオフ制度の適用もありません。
- 説明書はトマト銀行本支店の窓口にご用意しております。

本商品の留意事項について 本商品の留意事項については、商品説明書「留意事項について」をよくお読みください。



株式会社 トマト銀行
〒700-0811 岡山市北区番町2丁目3番4号
登録金融機関: 中国財務局長(登金)第11号
加入協会: 日本証券業協会

当社の苦情処理措置および紛争解決措置(下記機関を利用)

一般社団法人全国銀行協会
全国銀行協会相談室

0570-017109 または 03-5252-3772

特定非営利活動法人
証券・金融商品あっせん相談センター

0120-64-5005

【受付日・時間(共通) / 平日(月～金) [銀行休業日を除く] 9:00～17:00】

お問い合わせはお近くのトマト銀行窓口へ

暦年-0566-2-002 2023年12月現在